



特定非営利活動法人・北関東医療相談会ニュースレター

群馬県太田市東別所町427-44

電話番号080-5544-7577/Fax0276-46-4462

<http://npo-amigos.org/index.html>

当団体は日本国際協力システム（JICS）、日本財団、赤い羽根、大阪コミュニティ財団等の皆様の協力を得て運営されています。



「設立二十二周年を迎えるに当たり感じる事」

代表理事 後藤裕一郎

皆さん、こんにちは。私は‘アミーゴス’の代表理事を務めさせて頂いて居る後藤です。今回は平成三十年四月で此の‘アミーゴス’が設立二十一周年目から二十二周年目に入る事もあり、私から改めて御挨拶を申し上げたいと思います。

此の二十～三十年間に在日外国籍住民（＝[以降は]在日外人）の人口増は常時右肩上がりで見られ、彼等への医療対策や社会保障政策も時に問題を提起してきました。



彼らの来日目的は、当然第一には修学、就業（一時的にせよ、其れ以外にせよ）、経済問題、政治的理由等が在ります。

彼等が来日される背景には日本の学問的及び産業上の先進性もさることながら、治安の良さや生活面での暮らし易さ等もあるでしょうか。

事実、来日外国籍住民数は平成二十年九月のリーマン・ショック’前後の低下以外は漸増傾向にある事は前述のとおりです。

彼等、外国籍住民は確かに学業も産業上もその勤勉性や家族思いである事等も在って、生粋の日本人よりは日本社会の底辺を支えて居ると言う面で大きな戦力であり日本人にとっての最早同胞とも言えるのでは無いでしょうか。

此の日本社会への産・学の両面からの彼等の支援や協力無しには今後の日本は世界と相まみえるだけの国力を支える事は不可能と言っても過誤では無いと

私は考えます。

彼等、来日外国籍住民達と日本全体が今後の長きに渡って公私での良好な関係を構築して行く事こそが日本全体の活力を挙げる源になると思われます。

さて一方にて、こうした陽性効果は我々、日本人も来日外国籍住民も共に期待して居る処ですが、陰性効果として彼らの健康問題や社会的問題（犯罪や、オーバーステイですが）が常に考慮されなければ成らない別の面に成っています。

彼等の中には母国でも正当な健康診査等を受けた事も無く ‘アミーゴス’ への受診で初めて健康上問題を指摘される方もいらっしゃいます。

勿論、正当な理由にて就業、修学していらっしゃる方々の多くにはこうした背景は無い故、 ‘アミーゴス’ の会員にはこうした「二極的傾向」が受診者である外国籍住民に未だに存在して居る様に見えます。こうした社会的に健康問題上恵まれない受診者の例は何も来日外国籍住民のみならず、日本人自身にも見られる事は論を待たないのですが。

本会、 ‘アミーゴス’ はこうした人道的・社会的配慮から平成九年四月から来日外国籍住民への医療支援を展開してきましたが、数年前からは群馬弁護士会の御協力も得てこうした医療以外の問題を抱えていらっしゃる外国籍住民の方々へ法律相談会をも開かせて貰って居ます。

私、 ‘アミーゴス’ の理事長としては此の数年間の相談を総括して此の法的問題を背景にする受診者数は潜在的に相当数に上がるのでは無いか、と個人的には推測して居ます。

最後に成りますが、本会の ‘アミーゴス’ は今後に渡って従来以上に素晴らしいと外国籍住民及び日本人の方々に喜ばれる活動を常時念頭に邁進させて頂く心意気で居ます。

（本会は平成二十八年十一月二十一日に群馬県から‘群馬県国際交流賞’ を、更に平成二十九年一月には東京弁護士会から ‘人権賞’ を受賞させて頂きました。）

・アミーゴス ‘に関わる全ての職員は、健康問題や法律問題等でお困りに成られいらっしゃる外国籍住民の方々に気楽に本会会場迄足を御運びに成られる事を期待します。

又、蛇足に成りますが、多くの方々から本会への経済的な御支援（賛助金等）を賜れれば、 ‘アミーゴス’ 及び私としては望外の喜びに成ります。

以上をもちまして、 ‘アミーゴス’ からの皆様方への挨拶とさせて頂きます。

【2年目の喜び】

英語通訳 青木和一

私が最初にアミーゴスの活動に参加させていただいたのは、2015年の12月でちょうど満2年になる。

最初の頃には自分の持っている技量が、少しでも困っている人たちのお役に立てばという程度の思いでお手伝いしていたが、多くの在留外国人の方々にお会いして、最近では少し考え方が変わってきた。というのはアミーゴスを頼って受診される人たちのほとんどが‘仮放免’というステータスで、この方たちは法務省の入国管理事務所（通称入管）の管理下に置かれ、労働を許されていない。

労働できないということは、すなわち生活が立ち行かないということであり、当然誰かのサポートを受けない限り、生存する権利さえ奪われた状態なのだ。現実には、JAR（難民支援協会）をはじめとするいくつかのNPOや個人の善意によってどうにか生



存している状況だ。

当然、日本の医療保険制度に加入することもできず、病気になっても手当てが遅れたことで、悪化させ命の危険にさらされることも少なくない。

世界中には難民を生み出す国家と、それを受け入れる国家、そして他人ごとのように無関心な国家があるが、残念なことに日本はその3番目の国家に極めて近い。

しかしこの活動をお手伝いしてきて良いニュースに触れることがある。

今年の3月に西アフリカのガンビアから来日して、すぐに難民申請をしていた青年が一生懸命日本語を勉強し、8月に労働許可が下りたという話を聞いて自分のことのように嬉しく思った。

彼とは今年5月にJAR（難民支援協会）からの依頼で、腹痛で困っているということで、アミーゴス事務局長の長澤助祭と一緒に病院に連れて行って以来の関わりであるが、その後何度も電話で話したり会ったりしている。

このたび、労働許可が下りてJARの支援で茨城県神栖市にアパートを借り、近くの製材工場に就職したということで、アミーゴスを中心となって多くの善意の人々から、中古ではあるが生活物資を集めたので、私が彼の部屋に届けることになった。

鹿嶋アントラーズスタジアムからさほど遠くないワンルームの小さな部屋だが、これなら「生活」できると思えるところであり、彼の新生活を心から祝福したい。

仮放免者あるいは難民申請の中には、若くて十分労働に耐えられる人も多く、日本はこのような人々をもっと積極的に受け入れる国家になってほしいと切に願う次第である。

アミーゴス所感

栃木県青年海外協力隊OB会

大谷 崇



私の医療相談会とのおつきあいはさほど古くなく、2015年3月の益子会場からだと思います。以前、青年海外協力隊でネパールに派遣されていたこともあり、他のOBの方から相談会の案内を頂いた際にご協力できることがあればと思い、通訳ボランティアとして参加しました。残念ながらその時はネパールの受診者はいませんでした。

その後、何度か参加させて頂くうちに、長澤さんからどの会場でもネパール語の通訳が足りないのでお願いできないか、という依頼があり、群馬や東京会場でも協力させていただいています。いつも暖かく迎えてくださって感謝しています。

周りのネパール人の知り合いやネパールの飲食店にもチラシを配って医療相談会の宣伝をしているのですが、なかなか受診者が増えないですね。日本と違って「予防」という観点があまりないので、状態が悪くなってからでないと病院に行くという気にはならないようです。皆さん朝早くから遅くまで働く、体が資本の人たちですし、医療相談会でネパール人によく見つかる糖尿病や高血圧も実際に受診してみないとわからないので、とりあえず受けてみることを勧めているのですが・・・。まずは一人でも受診してくれて、それが口コミで少しづつ広がることを期待しています。

医療相談会に携わることの喜びは、やはり受診後に握手を求められ、満面の笑みで「来てよかったです、本当にありがとうございます」と言われることでしょうか。対

象言語の受診者が来るかどうかは当日にならないとわかりませんし、医療通訳は複雑な症状や難しい病名が出てくることもあり神経をすり減らしますが、こう言われると本当に来てよかったです。

経済的に医療サービスを十分に受けられない外国人の皆さんに、このような場所を提供してくださるのは本当にありがたいと思います。栃木や群馬の会場でも、中には神奈川やはるか遠方から受診者が来る場合があります。みな情報を見て、わらにもするような気持ちでいらっしゃったのだと思います。

行政が対象者の必要性に応じて適切な情報を発信していくことも不可欠ですが、まずは私たち市民が「日本にはこういう場所がある」という安心感を与えることが大事だと思います。

これからも北関東医療相談会の活動の輪が大きく広がることを期待しています。今後ともよろしくお願いします。

特集－個別医療相談

個別医療相談活動とは、各無料健康診断会において判明した病気と電話相談から受けた各々個別の治療に応対をした記録です。昨年は30件ありました。私たちの力量に応じて受けられるものは受けできました。当会の治療支援枠と無料低額診療への依頼、今年は特に社会保険への加入というツールを手に入れての活動でした。

2017年度は、12月中旬時点で、すでに30件と昨年同程度の相談件数となりました。2017年度の対応した医療相談の中から紙面で多くの仲間が活用できるものを、本人の承諾へて報告をしたいと思います。

今期の特長は、社会保険への加入を促進しての対

応したケースだと思います。特に、在留資格の無い人にとて社会保険や国民健康保険は絶対に入れないとと思われてきました。

全国健康協会（協会けんぽ）の加入条件は、在留資格を問われていません。また3等親以内という条件で健康保険への加入が認められています。協会けんぽの受け入れは、仮放免者の社会保険への加入の可能性が高くなっています。

健康保険組合（けんぽれん）は、在留資格を問う組合があり、在留特別許可を求められるケースがありました。

事例－1 2017年5月

中国籍 Sさん

長崎県のカトリック神父からの依頼、仮放免者となり大村収容所を出て、東京都に住む両親と一緒に生活をはじめ、本人の目の角膜のことが相談の始まりでした。

診断名：左角膜混濁

症状：原因不明、幼少時からの潰瘍があり中国で手術を受けたが、どこで手術を受けたか判明するのは困難でした。経緯が不明なことと、社会保険等が無いので対応が不可となっていました。

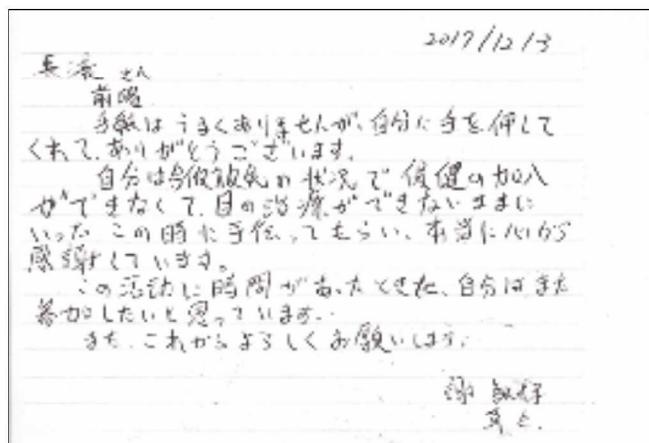
都内に引っ越ししてきた時点で当会に依頼がありました。在留資格を失ったことで、両親には迷惑をかけたので何とかしてほしいとのことでした。

-対 応-

東京都社会福祉協議会医療部会に依頼、新宿の病院を紹介してもらいました。新宿区の病院でも過去の治療経歴がわからないと対応は不可能とのことでした。その後両親は中国残留孤児の家族扱い、国民健康保険に入っていたので、会社に社会保険に切り替えてもらうように依頼しました。母親の会社が承諾し、その後3ヶ月かかりましたが9月に母親の社会保険の扶養にSさんをしてもらいました。

10月には、都内の大学病院で精密検査となり、病名は上記のとおり、これ以上の治療は困難と判明

しました。当初は角膜移植も視野に入れての検討でしたが結果として現状維持を勧められました。



下記にSさんからのお礼の手紙が届きました。

長澤さん
前略

手紙はうまくありませんが、自分に手を伸ばしてくれて、ありがとうございます。

います。

自分は今仮放免の状況で、保健（注：健康保険）の加入ができなくて目の治療ができるないままにいた。この時に手伝ってもらい、本当に心から感謝しています。

この活動に時間があったときに、自分はまだ参加したいと思っています。

また、これからよろしくお願ひします。

S
早々

事例一2 2017年8月

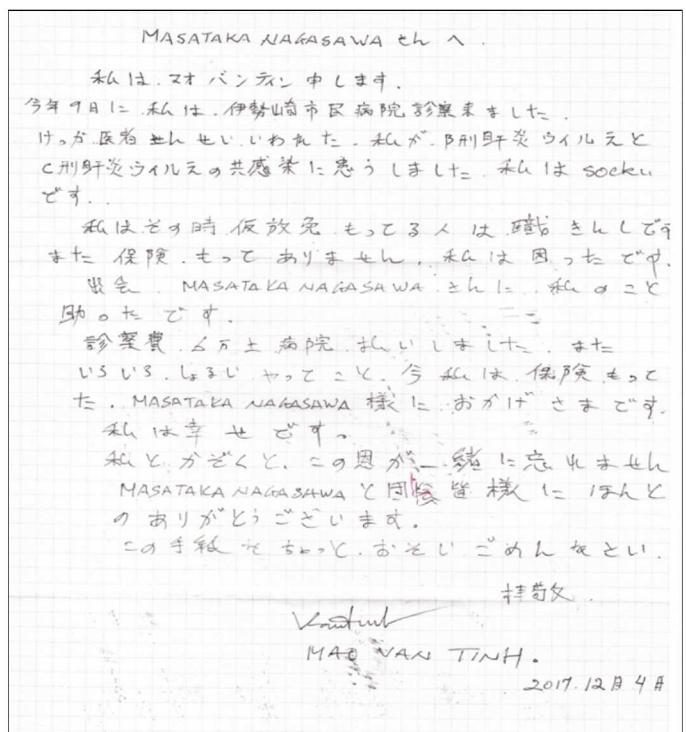
Mさん 国籍：ベトナム人 群馬県市在住

MさんのパートナーAさんからの電話相談から始まりました。B型C型肝炎から肝癌を発症しているが外科手術するには遅すぎ、抗がん剤治療しなければならない、どちらにしてもお金が無いとの訴えでした。

二人は離婚しているが、いわゆる事実婚で夫婦と変わらないこと、Aさんはパート非正規労働者、社会

保険に入っていたこと、事実婚での社会保険加入をめざしました。

この間のMさんの肝臓癌検査費用は、生活苦のAさんのために当会の費用の範囲内でおこないました。私たちとは別に、大阪シナピスも対応していました。在留特別許可申請を同時並行の申請でした。在留特別許可には医師のコメントを入れ、保有個人情報開示請求を行い、二人が離婚後、結婚していない証明書作成をおこないました。文書の作成に時間がかかりましたが、社会保険を申請できました。結果として在留特別許可については取得できたものの国民健康保険は取得できませんでした。社会保険は手術日の前日に取得され病院で手術がなされました。保有個人情報による資料の作成によって社会保険の加入が認められました。



MASATAKA NAGASAWAさんへ

私は、Mと申します。

今年9月に私は、伊勢崎市民病院診察來ました。
けっか医者せんせい言われた。私がB型肝炎ウイルスとC型肝炎ウイルスの共感染に患有しました。私はsockいです。

私はその時、仮放免もてる人は職きんしです。また保険もってありません。私は困ったです。



出会MASATAKA NAGASAWAさんに私のこと助のたで
す。

診療費6万上病院払いました。また、いろいろしょ
るいやつってこと、今、私は保険もってた。MASAT
AKA NAGASAWA様におかげさまです。私は幸
せです。私とかぞくとこの恩が一緒に忘れません。
MASATAKA NAGASAWAと団会皆様にほんと
のありがとうございます。この手紙をちょっと遅い。
ごめんなさい。

拝敬 サイン M
2017年12月4日

事例ー3 2017年7月

フィリピン人男性 社会保険加入
K市 仮放免者の夫が左網膜中心静脈閉そく症によ
る黄斑浮腫により失明の恐れがあり手術費用150
万円と聞いて泣きながら電話してきました。
翌日K市役所に行き面談、妻が日本人として永住権、
国保を取得していたので、すぐに社保に切り替えを
説得、その場から会社に直接電話して社保切り替え
を応諾、夫の扶養も快諾していただいた。8月7日
会社から社保がすんだとの連絡あり執行日もきま
ったとの連絡がありました。
超スピードで1週間で社会保険が取得、画期的なケー
スです。
8月25日に本人から電話あり、「お金が無くて個
人限度額の5万円を払えない」とのこと、せっかく
150万円を3回に分けての治療、個人限度額5万円
どうしようもないので他に借りられないか、また同
国人グループで対応できないか、と相談させたと
ころ誰も反応が無いとのことでした。

理由は、一人に出すと皆が寄ってきて自分にも出
してほしいと收拾がつかないというのです。
私が「幾らなら出せるのか」と聞いても答えないの

で「3万円を医療相談会で出す」と言うと喜んであ
とは自分たちですること、手術日の前の日でした。

手術は無事終了し現在では視力は回復しました。

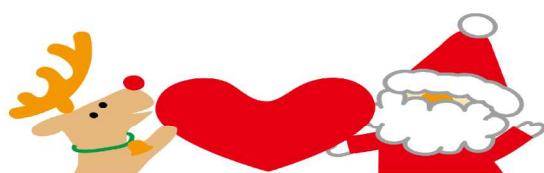
事例ー4

群馬県在住日系ブラジル人 Oさん
社会保険加入（在留特別許可申請）
都内弁護士からの依頼、T市の日系人糖尿病あり
とのこと複雑な事情もあり直接本人に会い8月10
日に無料低額診療の病院へ連れて行くことにしま
した。しかし、病院から連絡があり重症の糖尿病な
ので他でお願いしてほしいとの連絡がありました。
県内の病院に打診、受け入れがOKとなりました。
8月21日：Oさんを前橋の病院に連れてていき薬で
対応と言うが、足を見せたところ即日入院、その他
心臓にも問題あるとのことでした。無料低額診療と
はいえ相当の費用がかかると想定されました。
彼の、家族との関係は、家族がバラバラで妻とは別
居中、娘夫婦も近寄らないとのことでした。在留資
格が無くなり保険はありません。

娘夫婦と同居させることによって扶養とさせることにし負担軽減をかんがえました。

帰宅途中に奥さんの家に行き説得、その足で娘のと
こに行きお願いしました。娘の夫が夜勤だったので翌朝、再度出かけて行き説明して迷惑が掛からないよう
にすると言う条件を提示する。

- ・義理の息子の同居により社会保険の扶養とする。
 - ・社会保険に入ることによって限度額申請を行い
 - ・病院の無料低額診療を活用して無料とする。
- 弁護士事務所に事情を説明し、同居承諾書、住民票、
親子関係の証明書を本国から取り寄せ、本人を入管
に移送させ仮放免証を取得させました。
- ・9月初旬、仮放免の住所変更をおこない、会社に
通告、社会保険を取得にいたりました。



写真で見る報告



2017年6月太田会場



2017年6月太田会場問診



2017年9月宇都宮会場



2017年9月宇都宮会場



2017年9月清瀬会場



2017年11月清瀬会場

会費と支援ありがとうございました。

会費の納入状況（単位 円）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
50千円	49千円	10千円	20千円	36千円	9千円	174千円
群馬県15人	東京13人	埼玉県11人	栃木県8人	茨城県3人	神奈川県1人	他県1人



年間行事

1、第46回 医療相談会

日時 2018年1月28日（日）

午前10時～午後2時30分

場所 埼玉協同病院

住所 川口市木曽呂1317番地
TEL: 080-5544-7577

報告会 2018年2月18日（日）

午後1時～午後2時30分

場所 さいたま市市民活動センター 予定

〒330-0055

さいたま市浦和区東高砂町11-1

コムナーレ9階

2、第47回 医療相談会

日時 2018年3月18日（日）

午前10時～午後2時30分

場所 あおぞら診療所

住所 〒302-0024

▼今年の活動の大きな特長に社会保険の取得にありました。病気になると無料低額診療となるが病院によって温度差があります。どの病院もガンや糖尿病は断られました。今年は、特集でも報告しましたが三等親以内の家族がいるかたに社会保険への活用を試してみました。ほとんど社会保険が取れたことが大きな前進であると思えました。

二型の糖尿病、肝臓がんの治療、網膜の治療、角膜混濁、腎臓透析、甲状腺腫瘍等でした。概ね、「協会けんぽ」の方が受け入れやすく、「けんぱれん」では在留資格が必要となる組合がありました。当会のツールに新しいテクニックを使える事となりました。

（長澤）

茨城県取手市新町3丁目13-11

報告会 同上

場所 2018年4月計画中

3、学習会（企画中）

外国籍住民の生活と医療支援について

日時 2月下旬

場所 群馬県

*活動資金と医療相談事業について
個別活動支援でもお伝えしましたが当会に相談される方には上限を設けて医療費、薬代金を支援しています。今期は想定を上回り昨年実績を超える30人以上の方が押し寄せてきています。

当会の対象は、在留資格が無い、保険も無い人々です。当会だけの課題ではなく、行政及び政治の問題ではないかと思えますが、上記活動も停滞する恐れがあります。別紙に、献金カンパのお願いをしましたので

皆様の暖かい支援をお願いします。

①無料健康診断では相変わらず仮放免者の多くは入管施設で病気になつたと訴えている。
②健康は本人の責任で治す、と言う入管職員の言動、働いて給料を得てから治すことが出来ないのにどうすれば良いのか理解できない。
③入管施設での健康診断は、小学校と同じレベルの身体測定。以上の指摘をされました。
仮放免者の病気は、入管体制にてつくられているのではないか？入管の現状は、病気と判明すると外部に押し付けるよう保証人を搜索させ、仮放免をする。無料低額診療の枠を超える状況が続くのは明らかです。

こういった状況に本格的にデータを取つて訴明していく必要があると思いました。

▼一月十三日、移住連主催の秋の省庁交渉に、長澤と加藤さんとで医療部会に参加しました。私は、無料健康診断会のことと関わった医療相談について意見述べ事ができました。交渉事態の論点は、無料低額診療のこと、仮放免者と被収容者の医療費について通訳についてが主な論点でした。

編集後記